

さぬき空港公園指定管理者募集要項

令和8年7月

香川県土木部都市計画課

さぬき空港公園指定管理者募集要項 目次

1	指定管理者の募集	1
2	施設の概要	1
(1)	名称	1
(2)	所在地	1
(3)	施設の規模等	1
(4)	施設の設置目的	1
(5)	施設の運営体制	1
3	申請資格・条件	1
(1)	申請資格	1
(2)	申請条件	2
4	スケジュール	2
5	申請の手続	2
(1)	募集要項の配布	2
(2)	現地説明会	3
(3)	質問事項の受付	3
(4)	申請方法	3
(5)	申請の変更	5
(6)	申請の取下げ	5
(7)	費用の負担	5
6	指定管理者の候補者の選定	5
(1)	選定方法	5
(2)	評価対象からの除外	5
(3)	評価基準	5
(4)	選定結果の通知等	6
(5)	著作権の帰属等	7
7	指定管理者の指定	7
(1)	指定管理者の指定	7
(2)	協定の締結	7
8	管理の基準・業務の内容等	7
(1)	管理の基準	8
(2)	業務の内容	8

(3) 指定予定期間	9
(4) 指定管理者の収入等	9
(5) 自主事業	10
(6) 事業計画及び事業報告	11
(7) 事情の変更に伴う新たな経費の負担（リスク分担）	11
(8) 保険への加入	13
(9) 管理の継続が困難になった場合の措置	13
(10) 調査及び監査等	14
(11) その他	14
9 問い合わせ先	15

1 指定管理者の募集

公の施設であるさぬき空港公園につきましては、施設の適正かつ効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的として「指定管理者制度」を導入することとしており、また、令和7年度から、賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に、指定管理者に対する委託料（指定管理料）の増減を行う仕組みである「スライド制度」を導入しております。

つきましては、次の条件、内容等によりさぬき空港公園の管理運営を受けていただく事業者（以下「指定管理者」という。）を募集します。

2 施設の概要

- (1) 名 称 さぬき空港公園
- (2) 所 在 地 香川県高松市香南町由佐ほか及び綾歌郡綾川町千疋ほか
(※資料1「さぬき空港公園の案内図」を参照してください。)

(3) 施設の規模等

開園年月日 平成2年1月26日（一部開園）

開園面積 67.8ha

主要公園施設 記念広場、鳥人広場、イベント広場、彫刻広場、展望広場、花の広場、体験広場、アドベンチャーゾーン、グラススキー場
(※資料2「さぬき空港公園の概要」を参照してください。)

※令和8年度からリニューアル工事を計画。詳細は資料8「さぬき空港公園のリニューアル工事等について」を参照のこと。

(4) 施設の設置目的

広域公園として、スポーツやレクリエーションでの利用と空港周辺の環境保全等を図る目的で設置。

(5) 施設の運営体制

現在、香川県森林組合連合会を指定管理者に指定しており、その業務体制については、資料3「管理運営団体の組織図」を参照してください。

3 申請資格・条件

(1) 申請資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、個人での申請はできません。また、次の要件のいずれかに該当する法人等は申請できません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加させることができないとされた法人等
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生手続、再生手続等をしている法人
- ③香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）又は香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）により、知事から指名停止の措置を受け、又はこれらの要領に定める指名停止となる措置要件に該当していると認められる法人等
- ④地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者としての指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過していない法人等

- ⑤地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者としての業務の全部又は一部を停止され、その停止期間満了の日から 1 年を経過しない法人等
- ⑥香川県（以下「県」という。）の県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- ⑧複数の法人等で共同して申請する場合にあつては、いずれかの構成員が①から⑦に該当する場合
※申請資格の確認のため、関係機関に照会する場合があります。

（２）申請条件

申請者は、次の事項のすべてに該当していることが必要です。

- ①県内に本店又は主たる事務所を有する法人等（以下「県内企業」）であること。なお、複数の法人等で共同して申請する場合は、代表の法人等が県内企業であるとともに、それ以外のすべての構成員が県内に事業所を有すること。
- ②複数の法人等で共同して申請する場合は、代表者・代表する法人等が定められていること。なお、代表の法人等は施設の管理を行うなど主たる業務を行う者とする。
- ③単独で申請する法人等は、複数の法人等で共同して申請する場合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定による協同組合、森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）の規定による森林組合その他の協同組合が申請する場合を含む。次の⑤において同じ。）の構成員となっていないこと。
- ④複数の法人等で共同して申請する場合は、その構成員が他の複数の法人等で共同して申請する場合の構成員になっていないこと。

4 スケジュール

①募集要項の配布	令和 8 年 7 月 13 日（月）～9 月 3 日（木）
②現地説明会の参加申込期限	7 月 24 日（金）
③現地説明会の開催	8 月 3 日（月）
④質問事項の受付期限	8 月 7 日（金）
⑤質問に対する回答	8 月 19 日（水）
⑥申請書類の提出	8 月 21 日（金）～9 月 3 日（木）
⑦評価委員会による評価（一次評価）	9 月上旬
⑧一次評価の結果通知	9 月中旬
⑨評価委員会による評価（二次評価）	9 月下旬～10 月上旬
⑩選定結果の通知	11 月中旬
⑪指定管理者の指定議決	令和 8 年 11 月香川県議会
⑫協定の締結	令和 9 年 3 月

5 申請の手続

（１）募集要項の配布

- ①日 時 令和 8 年 7 月 13 日（月）から 9 月 3 日（木）まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

②配布場所 香川県土木部都市計画課 総務・管理グループ

(〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 本館15階)

また、香川県ホームページ (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/jinji/gyokaku/shitei.html>) からダウンロードが可能です。

(2) 現地説明会

申請書類を作成するにあたって、現地の状況確認を希望する方は、本説明会にご参加ください。なお、本説明会は本募集要領の説明を目的とするものではありません。また、本募集要領について質問がある場合は、下記(3)によりお手続きください。

①日 時 令和8年8月3日(月) 午前14時から(2時間程度)

②場 所 さぬき空港公園グラススキー場管理事務所

香川県高松市香南町由佐 2953-1 (087)879-8510

③申込方法 出席希望者は、7月24日(金)までに現地説明会申込書(様式3)に必要事項を記入の上、(1)②の配布場所まで持参、郵送、下記あてFAX、電子メールのいずれかによりお申込みください。なお、参加希望者がいない場合は、本説明会は開催しません。

FAX (087) 806-0222

E-mail toshikei@pref.kagawa.lg.jp

④そ の 他 参加人数は、1法人等当たり3名までとします。

天候等の事情により、現地説明会を開催できない場合は、別途連絡します。

なお、この募集要項を入手した時に既に現地説明会が終了している場合で、現地説明会を希望する方は、(1)②の配布場所までお問い合わせください。

電 話 (087) 832-3600

(3) 質問事項の受付

①受付期間 令和8年7月13日(月) 午前9時から8月7日(金) 午後5時まで(必着)。

ただし、持参の場合は、県の休日を除く午前9時から午後5時までとします。

②提出方法 さぬき空港公園指定管理者の募集に関する質問書(様式4)に記入の上、(1)②の配布場所まで持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかにより送付してください。なお、口頭による質問は受け付けません。

③回 答 8月19日(水)までに全質問者に対して文書により回答するとともに、香川県ホームページ「指定管理者制度について」(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/jinji/gyokaku/shitei.html>)に掲載します。

④そ の 他 募集要項の内容に関する質問及びその回答は、その後の提案の内容や評価事項に反映されることから、電話等による質問への回答は行いません。

(4) 申請方法

①受付期間 令和8年8月21日(金) から9月3日(木) までの午前9時から午後5時まで。

ただし、持参の場合は、県の休日を除く午前9時から午後5時までとします。

②提出方法 (1)②の配布場所まで持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、書留により、表に「さぬき空港公園指定申請書等在中」と朱書きすることとし、令和8年9月3日(木)

午後5時必着とします。

③提出書類及び提出部数

提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格A列4（以下「A4判」という。）とし、次の順番に従い、ファイルに綴じて提出してください。

- 1) 指定申請書（様式1） 正本1部 副本9部
- 2) 事業計画書（様式2） 正本1部 副本9部
- 3) 関係書類 正本1部 副本9部

- ・ 定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに相当する書類
- ・ 法人の登記事項証明書（正本については写し不可）
- ・ 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かる書類
- ・ 労働関係法令の遵守を確認できる書類（労働条件通知書様式、就業規則等の写し）
- ・ 役員名簿（役職、氏名、性別、現住所及び生年月日を記載したもの。なお、商号または名称、代表者、経営者等の氏名には必ずふりがなを付してください。）
- ・ 決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の財務諸表）過去3年分
- ・ 香川県の県税（すべての税目）に滞納がないことを証する書類（香川県指定様式）（正本については写し不可）

(ア) 納税証明書交付請求書は、香川県ホームページの県税のページからダウンロードできます。

(イ) <https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/shinsei.html>

(イ) 納税証明書の交付手数料として、1通につき400円の香川県証紙が必要です。香川県ホームページの収入証紙の売りさばき所を参照してください。

(イ) <https://www.pref.kagawa.lg.jp/suito/syousi/kfvn.html>

- ・ 法人税（申請者が個人の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書（納税証明書 その3の3（法人））（正本については写し不可）

※法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書交付請求書は国税庁ホームページからダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

なお、消費税及び地方消費税の未納税額のない旨の証明書は、免税業者も発行されます。

- ・ 同種又は類似施設の管理運営実績を記載した書類（実績がある場合のみ）

(ア) 同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間集客数等

(イ) 同種又は類似の施設の管理運営体制、管理運営業務の期間

(ウ) 同種又は類似の施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等

- ・ 誓約書（申請資格及び申請条件並びに申請書等の記載事項に関するもの）（様式6）

- 4) スライド対象経費計算書（「賃金・物価スライド制度の手引き」 様式1）

※正本1部のみ提出

④その他 提出書類に不備がある場合には受け付けられません。

提出書類の作成に当たっては、使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

(5) 申請の変更

提出された指定申請書等については、明らかな誤りや軽微な修正を除き、その内容の変更は認められません。

(6) 申請の取下げ

申請を取り下げる場合には、取下書（様式5）を提出してください。

①提出期限 令和8年9月3日（木）午後5時（必着）

②提出方法 （1）②の配布場所まで持参又は郵送により提出してください。

(7) 費用の負担

申請から業務の引継ぎまでの間に必要な費用は、すべて申請者の負担とします。

6 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者評価委員会評価委員による一次評価（書類）、二次評価（プレゼンテーション）を実施し、評価委員会評価委員の評価結果を尊重した上で、総合的に判断して、指定管理者の候補者を選定します。

なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

また、一又は複数の法人等から申請があった場合でも、提案内容を総合的に判断して、指定管理者の候補者なしとする場合があります。

(2) 評価対象からの除外

次の要件のいずれかに該当する場合は、その者を評価の対象から除外します。

①所定の申請資格・条件を満たさない場合

②複数の事業計画書を提出した場合

③申請者、申請者の代理人、その他関係者が、指定管理者評価委員会評価委員、関係職員と選定に関して不当な接触を行った場合

④提出書類に虚偽の記載があった場合

⑤その他不正な行為があった場合

(3) 評価基準

①利用者の平等な利用が確保できるものであること。

②施設の設置目的を効果的に達成し、サービスの向上が図られるものであること。

③施設の管理経費の節減が図られるものであること。

④申請者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。

⑤個人情報の適正な取扱いを確保できるものであること。

⑥関係法令等の遵守や利用者の安全が確保される見込みがあること。

⑦地域経済の活性化や県内雇用の確保等に配慮されていること

評価委員会において、次の評価基準を基に、総合点数方式により評価します。

評価基準ごとの評価の観点及び配点ウエイトは、次のとおりとします。

(評価基準例)

評価基準及び観点	配点ウエイト
(1) 利用者の平等な利用が確保されていること。 不当な利用制限項目の有無	(確保されない場合は、失格)
(2) 施設の設置目的を効果的に達成し、サービスの向上が図られるものであること。 ①施設の設置目的との適合性 ②利用者に対するサービスの向上 ③施設の利用促進への取組み ④その他新規、魅力的な提案の有無	3 5
(3) 施設の管理経費の節減が図られるものであること。 ①当該施設の管理運営に係る県の経費 原則として申請者からの提案額アと最低提案額イにより評価する。 <計算式>【申請者の点数】=25×イ／ア ②実現の可能性	2 5
(4) 申請者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。 ①申請者の実績 ②人的能力（管理運営組織） ③物的能力（経営基盤） ④申請者の安定性・信頼性 ⑤申請者の取組み姿勢 ⑥個人情報の適正な取扱いの確保 ⑦関係法令等の遵守や利用者の安全の確保	2 5
(5) 地域経済の活性化や県内雇用の確保等に配慮されていること ①県内に本店又は主たる事務所を有する法人等であるか ②県内雇用の確保等 ・県内からの雇用に配慮されているか ・物品・役務の調達における県内事業者への発注などが予定されているか 等	1 5

(4) 選定結果の通知等

- ①一次評価の結果は、令和8年9月中旬頃にすべての申請者に文書で通知します。その際、一次評価を通過した法人等には、二次評価（プレゼンテーション）の開催日時及び場所をお知らせします。
- ②選定結果は、令和8年11月頃にすべての二次評価の参加者に文書で通知します。
- ③申請者名及び評価点数等については、公表する場合があります。

(5) 著作権の帰属等

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、県は、評価結果の公表その他、県が必要と認めた場合には、提案書の内容を無償で使用するものとします。

また、提出された書類は、香川県情報公開条例に基づき、法人等の情報で、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある場合など同条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する場合を除き、公開することがあります。

なお、申請の取下げがあった場合を除き、提出された書類は、返却しません。

7 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定

①指定管理者の指定の手続きに先立ち、香川県議会の議決を経る必要があります。令和8年11月香川県議会での指定の議決を経て、指定管理者の候補者を指定管理者として指定します。

②指定を行ったときは、その旨を、指定管理者に文書で通知するとともに、香川県ホームページ(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/jinji/gyokaku/shitei.html>)に掲載します。

(2) 協定の締結

①指定管理者の候補者選定後、候補者と細目について協議し、指定管理者として指定された後に協定を締結します。

②協定書の主な内容は次のとおりです。

- ・業務に関する基本的な事項
- ・指定期間に関する事項
- ・業務に関連して保有する個人情報の保護に関する事項
- ・業務に関連して取得した情報等の公開に関する事項
- ・利用料金に関する事項
- ・県が支払う委託料に関する基本的な事項
- ・自主事業に関する事項
- ・事業計画及び事業報告に関する事項
- ・リスク分担に関する事項
- ・保険への加入に関する事項
- ・管理物件に関する事項
- ・協定の解除及び業務の停止に関する事項
- ・その他

③指定管理者が協定の締結までに、次の事項のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- 1) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- 2) 経営状況の悪化等により、指定管理に係る業務の遂行が確実にないと認められるとき。
- 3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

8 管理の基準・業務の内容等

(1) 管理の基準

指定管理者は、次に掲げる管理の基準に従い、さぬき空港公園の適正な管理を行うこととします。

①関係法令及び条例等を遵守し、適正にさぬき空港公園の管理を行うこと。

- 1) 地方自治法や労働関係法令、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、香川県都市公園条例（昭和 39 年香川県条例第 20 号）など、関連する法令等を遵守し、業務を行ってください。
- 2) 指定管理者がさぬき空港公園の利用者に対して、利用の許可その他の処分を行う場合には、香川県行政手続条例（平成 7 年香川県条例第 5 号）の規定が適用されます。
- 3) 指定管理者が行うさぬき空港公園の利用者に対する各種の指導については、香川県行政手続条例は適用されませんが、これに準じて適切に行ってください。

②施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

利用者が快適に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。

③業務を一括して第三者へ委託しないこと。

清掃、警備といった個々の具体的業務を第三者へ委託することは差し支えありませんが、(2) の指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。

④業務に関連して取得した個人情報適切に取り扱うこと。

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び香川県個人情報保護条例（令和 4 年香川県条例第 30 号）を遵守し、個人情報を適正に取り扱うよう十分に注意を払ってください。なお、個人情報の適正な取扱いの具体的な内容等については、別途、協定書で定めるものとします。

⑤業務に関連して知り得た秘密を守ること。

(2) の指定管理業務を行うに当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこととします。指定期間が終了し、又は解除された後も同様とします。

⑥業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。

(2) の指定管理者業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録等で指定管理者が管理するものについては、香川県情報公開条例（平成 12 年香川県条例第 54 号）の趣旨にのっとり、情報公開に関し必要な措置を講じてください。なお、指定管理者は、指定管理業務に関する情報公開の内部規程（参考とするモデル規程有り）を県と協議のうえで定めることとする等、情報公開の具体的な内容等については、別途、協定書等で定めるものとします。

⑦文書の管理・保存を適切に行うこと。

(2) の指定管理業務を行うに当たり作成し、又は受領した文書等は、管理に関する規程等を定めるなどにより、適切に管理・保存してください。また、指定期間終了後に、県の指示に従って引き渡してください。

⑧さぬき空港公園グラススキー場（そりゲレンデを含む。以下同じ。）及び駐車場の利用時間及び利用することができない日、利用の許可申請の手続等について、あらかじめ知事の承認を受け、適切に管理業務を行うこと。

(2) 業務の内容

指定管理者は、次の業務（以下「指定管理業務」という。）を行うこととします。なお、具体的な業務内容等については、資料 7 「さぬき空港公園管理業務仕様書」を参照してください。

①施設の維持管理に関する業務

さぬき空港公園の施設等の維持管理及び修繕に関する業務

②利用料金の収受に関する業務

さぬき空港公園グラススキー場の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）の収受業務

③イベント広場の供用に関する業務

④その他さぬき空港公園の管理運営に必要な業務

※具体的な業務内容等については、資料7「さぬき空港公園管理業務仕様書」を参照してください。

（3）指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を継続することが適当でないと判断した場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消すことがあります。

（4）指定管理者の収入等

①利用料金

1) 施設の利用料金は、指定管理者の収入とします。

2) 香川県都市公園条例第14条の4の規定により、同条例の別表第3第5号に定める額を超えない範囲内で利用料金を定めていただきますが、その設定又は変更にあたっては、知事の事前の承認が必要となります。

3) 指定管理者は、香川県都市公園条例第14条の5の規定により、特に必要があると認めたときは、知事の事前の承認を受けて、利用料金を減免することができます。

※香川県都市公園条例の根拠条項については「香川県都市公園条例」を、過去の利用料金収入額については資料4「グラススキー場の利用実績」を参照してください。

②委託料

1) 利用者サービスの向上と経費の縮減を十分に踏まえ、指定期間中の収支計画について、次の点に留意して作成ください。

・直近の収入及び費用の実績などを加味した、合理的かつ根拠のある数値を設定することにより、適切な委託料を積算してください。

・特に指定期間中の1年目の収支計画については、直近の収入及び費用の実績のほか、参照指標となる民間給与実態調査の推移、消費者物価指数（高松市・総合）の推移などを加味した、合理的かつ根拠のある数値を設定してください。

・指定期間中の収支計画の提出にあたり、積算根拠を示した疎明資料を提出してください。

この疎明資料については、別途定める「賃金・物価スライド制度運用の手引き」に定める、スライド対象経費への該当・非該当が分かるようにしてください。

<例> 疎明資料中の経費一覧に下表のように「スライド対象」の欄を設ける

費目			年度				スライド 対象	備考
大費目	中費目	…	R9	R10	…	R13		
人件費	給料						○	
	通勤手当						×	
	賞与						○	
	…						…	
	スライド対象計							
	スライド対象外計							
	計							
物件費	通信運搬費						○	

	備品費						○	
	委託料	□□					○	
		◇◇					×	
	...						...	
	スライド対象計							
	スライド対象外計							
	計							
	総 計							

・指定期間中における2年目以降の収支計画については、賃金及び物価の変動は加味しないください。

・収支計画における各経費の区分（費目）と、5 申請の手続（4）申請方法 4）で提出を求めているスライド対象経費計算書（「賃金・物価スライド制度運用の手引き 様式1」）の区分（費目）とは、配列（記載順）を含め、必ず一致するよう作成してください。

・そのほか、「賃金・物価スライド制度運用の手引き」を参照し、適切に対応してください。

2) 県は、指定管理業務に必要な経費から利用料金収入見込額を差し引いた額を、毎年度の予算の範囲内で委託料として支払います。

3) 指定期間中の委託料について、債務負担行為を設定する予定です。

4) 委託料の支払時期、金額、支払方法等は、協議の上、協定で定めます。

③自主事業等による収入

1) 自動販売機の設置等に当たっては、香川県公有財産規則（昭和 39 年香川県規則第 37 号）により、知事の事前の使用許可が必要となります。

2) 指定管理者は施設を使用して、物販、有料イベントの開催等により直接の収入とすることができま

す。

3) 事業の実施に当たっては、事前に県と協議が必要です。

④会計年度等

1) 経理は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに区分してください。

2) 指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

(5) 自主事業

① 都市公園法等に基づく許可等

1) さぬき空港公園は、都市公園法第2条の2の規定により、公園管理者（知事）が設置した都市公園です。従って、自主事業として公園施設の設置、公園施設以外の施設又は物件の設置、営業行為等を行う場合は、都市公園法又は香川県都市公園条例に基づき、知事の許可が必要になります。なお、これらの許可に当たっては、使用料を納入しなければなりません。

ア 都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可

イ 都市公園法第6条第1項の規定による公園施設以外の物件又は施設の占有許可

ウ 香川県都市公園条例第3条第1項の規定による行為の許可

2) 自主事業としてイベント広場で大会等の催しを開催する場合は、イベント広場の供用に関する取扱いに基づき、実施することになります。なお、イベント広場の使用に関する取扱いは、さぬき空港公園管理業務仕様書を参照してください。

3) さぬき空港公園は、高松空港に近接しているため、自主事業の内容によっては、高松空港等の管理者との協議・調整を要し、事業が制約される場合があります。

4) さぬき空港公園における自主事業によるものを含む過去2年間の許可等の状況は、資料5「許可等の状況」のとおりです。

② 管理諸経費の負担

自主事業の実施に伴う電気料、使用料その他の管理諸経費は、指定管理者が負担してください。

(6) 事業計画及び事業報告

①事業計画書

指定期間の毎事業年度開始前に、次に掲げる内容を記載した事業計画書を提出し、県の承認を得てください。

- ・管理執行体制
- ・指定管理業務に係る当該年度の事業計画及び収支予算
- ・自主事業に係る当該年度の事業計画及び収支予算

②事業報告書

1)定期業務報告書

毎月10日までに、次に掲げる事項について、前月の内容を記載した定期業務報告書を作成し、県に提出してください。また、業務日誌の作成等をしてください。

- ・施設の利用状況
- ・利用料金の収入状況
- ・修繕の状況

2)年度事業報告書

毎事業年度終了後30日以内に、次に掲げる内容を記載した事業報告書を提出し、県の承認を得てください。

- ・指定管理業務の実施状況及び収支状況
- ・施設の利用状況
- ・利用料金収入の実績
- ・自主事業の実施状況及び収支状況
- ・その他県が必要と認めるもの

※ 事業計画、事業報告等に関する事項は、上記第7の(2)の協定の締結時に細目を定めます。

(7) 事情の変更に伴う新たな経費の負担（リスク分担）

物価変動その他の事情の変更に伴い、新たな経費を要することとなったときは、原則として次の負担区分に応じて、県又は指定管理者がその経費を負担することとします。

項 目	負担区分		備 考
	県	指定管理者	
①物価変動	スライド制度に基づき決定		人件費、物品等の物価変動に伴う経費の増
②金利変動		○	金利の変動に伴う経費の増
③周辺地域・住民及び施設利用者への対応		○	地域との協調
		○	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、要望等への対応

	○		上記以外
④法令の変更	○		施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更
		○	指定管理者に影響を及ぼす法令変更
⑤税制の変更	○		施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更
		○	一般的な税制変更
⑥議会・行政的理由による事業変更	○	○	県議会での方針転換又は行政的理由から、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその維持管理費における当該事情による増加経費
⑦不可抗力	○		不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設・設備等の修復による経費の増加及び事業履行不能
	協議事項		不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設管理・運営に影響を及ぼす利用料金の大幅な減収
⑧書類の誤り	○		仕様書など県が作成した書類の誤りによるもの
		○	事業計画書など指定管理者が作成した書類の誤りによるもの
⑨施設・設備・備品の損傷		○	指定管理者の故意又は過失によるもの
	○		設計・構造上の原因によるもの
		○	香川県公園施設長寿命化計画に基づく対策に係る費用
		○	経年劣化、第三者の行為から生じたもののうち相手方が特定できないもの等で、修繕に係る費用が100万円未満の小規模なもの ※修繕とは、従前の機能・性能を回復するための措置（補修、同等品の購入等）をいい、従前の機能・性能を上回る措置となるものを含まない。
	○		経年劣化、第三者の行為から生じたもののうち相手方が特定できないもの等で、上記以外のもの

	○ (建物)	(○)	施設の火災保険への加入 ※公園施設のうち、建物（管理事務所、休憩所及び便所）は、県が火災保険に加入している。指定管理者は、必要に応じて火災保険に加入すること。
⑩資料等の損傷		○	管理者として注意義務を怠ったことによるもの
⑪備品の新設、増設又は取替		○	県が無償で貸し付けた備品の修繕、追加購入、更新等を行う場合の費用のうち、100万円未満のもの
	○		県が無償で貸し付けた備品の修繕、追加購入、更新等を行う場合の費用のうち、上記以外のもの
⑫第三者への賠償		○	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合
	○		上記以外の理由により損害を与えた場合
⑬利用者への安全確保		○	施設賠償責任保険への加入
⑭セキュリティ		○	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等
⑮事業終了時の費用		○	指定管理業務の期間が終了した場合における事業者の撤収費用
		○	指定の取消し又は業務停止により生ずる経費

本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、県と指定管理者が協議の上、決定するものとします。

（８）保険への加入

指定管理者は、賠償責任の履行の確保のため、県の承認を得たうえで、管理業務を開始する日までに、自己の負担により保険に加入するものとします。また加入した後は、保険証券の写しその他の契約内容を証する書面を遅滞なく県へ提出するものとします。（当該保険について、更新又は変更を行ったときも同様な取扱いとします。）

（９）管理の継続が困難になった場合等の措置

- ①指定管理者は、管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちに県に報告しなければなりません。
- ②指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、県は、指定管理者に対して改善の勧告や指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができます。この場合、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合等には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定

めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

- ③指定管理者の経営状況が著しく悪化し、事業の継続が困難と認められる場合、指定管理者に管理を行わせることが社会通念上不適当と判断される場合には、県は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ④上記②又は③により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となった場合、指定管理者は県に対して、当該年度の委託料の 30 パーセントに相当する額を違約金として支払わなければなりません。この場合において、当該違約金は損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しないものとします。
- ⑤県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合、県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとします。

(10) 調査及び監査等

- ①県は、指定管理者が行う施設の管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。指定管理者がこれに従わなかった場合、県は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ②県監査委員等が、指定管理者の業務について必要があると認める場合、指定管理者に対して出頭を求め、実地に調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。
- ③サービス向上の観点から、県と協議の上、アンケート調査等により利用者のニーズを把握し、指定管理業務の実施に反映してください。また、これらの状況について、県に報告してください。

(11) その他

- ①協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合

県及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

- ②原状回復義務

指定管理者は、指定期間が終了したとき又は指定を取り消されたときは、県が指定する日までに、原状に回復する必要がある施設、その設備等を原状に回復しなければなりません。

- ③業務の引継ぎ

1) 現行の管理者からの業務引継ぎ

- ・現行の施設管理者が受け付けた次期指定管理者の指定期間以降の予約については、基本的に引き継ぐこととし、管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮していただきます。
- ・指定管理者による利用許可申請の受付は指定期間以降に実施することとしています。
- ・施設の管理運営の引継ぎについては、協定締結後、随時行うものとします。

2) 次期の管理者への業務引継ぎ

- ・指定期間終了若しくは指定取消しにより、県又は次期指定管理者に指定管理業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。ただし、指定管理者が指定管理業務を行うために、県から提供を受け、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等を記録した資料等は、直ちに県に返還し、又は引き渡すものとし、県の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去してください。

④スライド制度の適用

スライド制度の適用に際しては、「指定管理者制度の導入等に関する基本方針」のほか、別途定める「賃金・物価スライド制度運用の手引き」を参照し、適切に対応してください。

⑤「香川県民の日」における県有施設の無料開放

令和8年より12月3日を「香川県民の日」とし、対象となる県有施設の無料開放を実施することから、原則として当日は当該施設に予約を入れない（一般開放する）こととします。

また、利用料金制を採る場合は、無料開放に伴う指定管理者の収入の影響を踏まえ、委託料を積算してください。

9 問い合わせ先

香川県土木部都市計画課 総務・管理グループ

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

電 話 (087) 832-3600

FAX (087) 806-0222

E-mail toshikei@pref.kagawa.lg.jp